

第3章 史跡の概要

第1節 史跡の概要

第2節 現状と課題

第1節 史跡の概要

1 史跡の指定状況

宇和島城は、慶長元年（1596）豊臣秀吉配下の藤堂高虎が在郷領主の山城を改修し、その後、慶長20年（1615）に入部した宇和島伊達氏が9代にわたって居住した平山城兼水城である。

宇和島市の中心市街地中央に位置する独立丘陵上に本丸、二之丸等を配し、北東麓に内堀を廻らして三之丸が配される。上級武家屋敷が山麓部を取り囲み、その西側は海、東側はその西側から海水を取り込む外堀が廻り、総郭を形成して、中・下級武家屋敷や町屋との区分がなされている。明治維新後、陸軍省広島鎮台が管轄し、伊達家に払い下げられ、山上部については戦後まで伊達家の管理下に置かれた。天守と追手門が昭和9年に国宝に指定され、山上部と追手門が建つ場所とが昭和12年（1937）に史跡指定された。昭和20年（1945）の空襲により、追手門が焼失。昭和24年（1949）に国宝指定が解除され、昭和26年（1951）の戦災復興事業により石垣も撤去され、市街地化した。山上部は昭和24年、宇和島市に譲渡後、都市公園として共用され、平成6年度（1994）から石垣修理を中心に保存整備事業が進められ、今日に至っている。

平成27年（2015）、宇和島市教育委員会が上り立ち門に隣接した作事所跡から上級武家屋敷跡の一画に相当するエリアの確認調査を実施したところ、江戸期の造成土や遺構が遺存していることが確認され、平成28年（2016）に作事所跡等が史跡に追加指定された。

【史跡指定概要】

名称：宇和島城

種別：史跡

所在地：愛媛県宇和島市丸之内

指定年月日：昭和12年12月24日（文部省告示第432号）

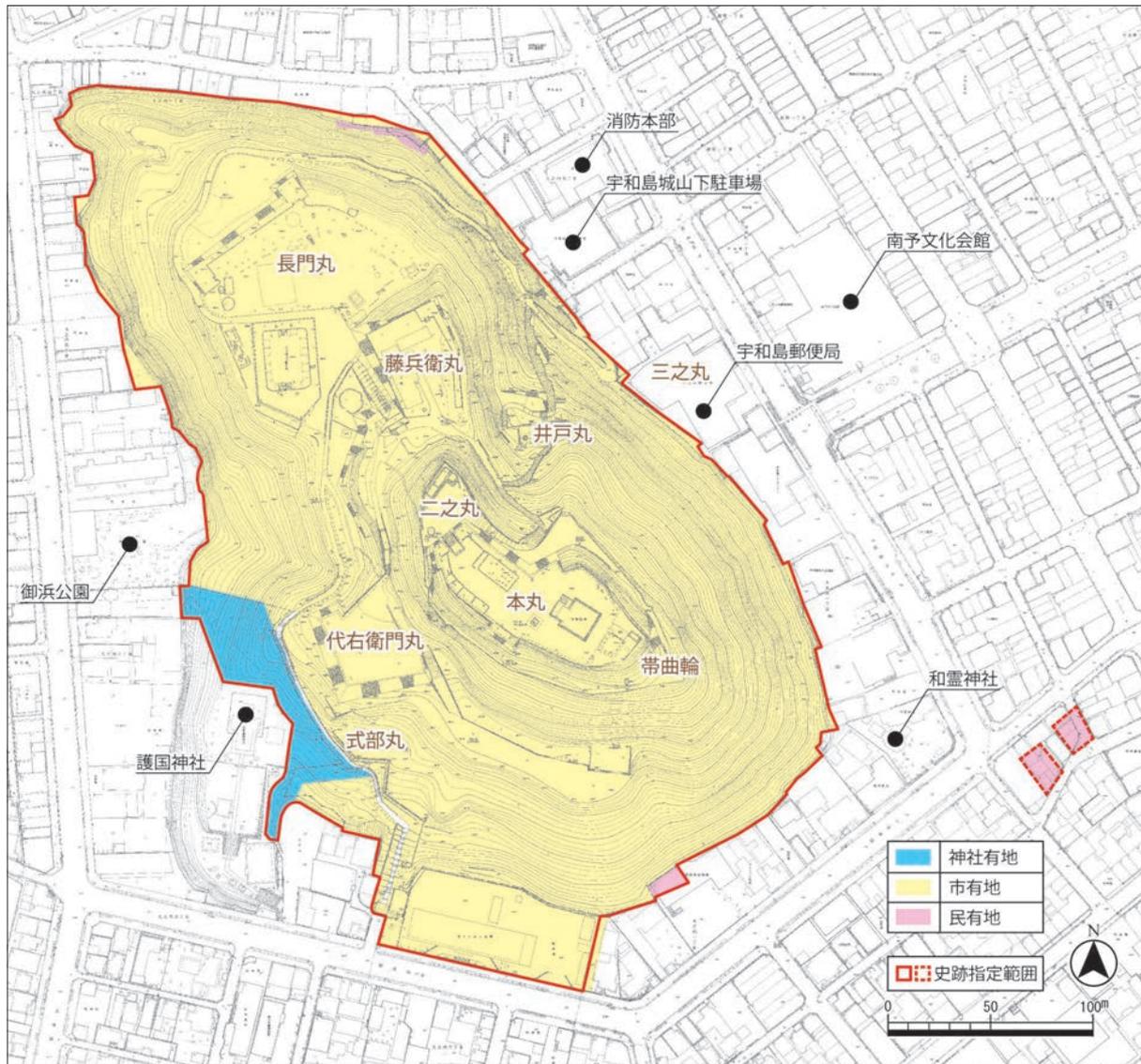
平成28年3月1日 追加指定（文部科学省告示第35号）

指定基準：二、都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定面積：108,562.10㎡

管理団体指定：宇和島市（昭和13年（1938）2月17日）

指定説明文：鶴島城又ハ板島九串城トモス。初メ西園寺氏ノ部將之ニ居リ、文禄四年藤堂高虎受封後慶長元年、工ヲ起シ、數年ニシテ城郭ノ完成セリ。慶長十九年伊達秀宗ノ所領トナリ、寛文二年二代宗利城郭ヲ改修シ、新二天守閣ヲ構築シ同五年竣工セリ。翌年十一月更ニ追手門ノ落成ヲ見、共ニ現存シテ昭和九年一月國寶ニ指定セラレタリ。城構ハ丘陵ヲ利用セル平山城ニ屬シ、宇和島灣ニ面セル景勝ノ地ニアリ。丘頂ニ本丸、二之丸ヲ構ヘ北麓ニ三ノ丸ヲ設ケタルモノニシテ附近ニ長門丸、藤兵衛丸、西麓ニ代右衛門丸ノ址アリ。三層ノ天主閣ヲ始メ舊建築ノ礎石、各所ノ石壁、石段、追手門、上り立門等ヨリ保存セラル

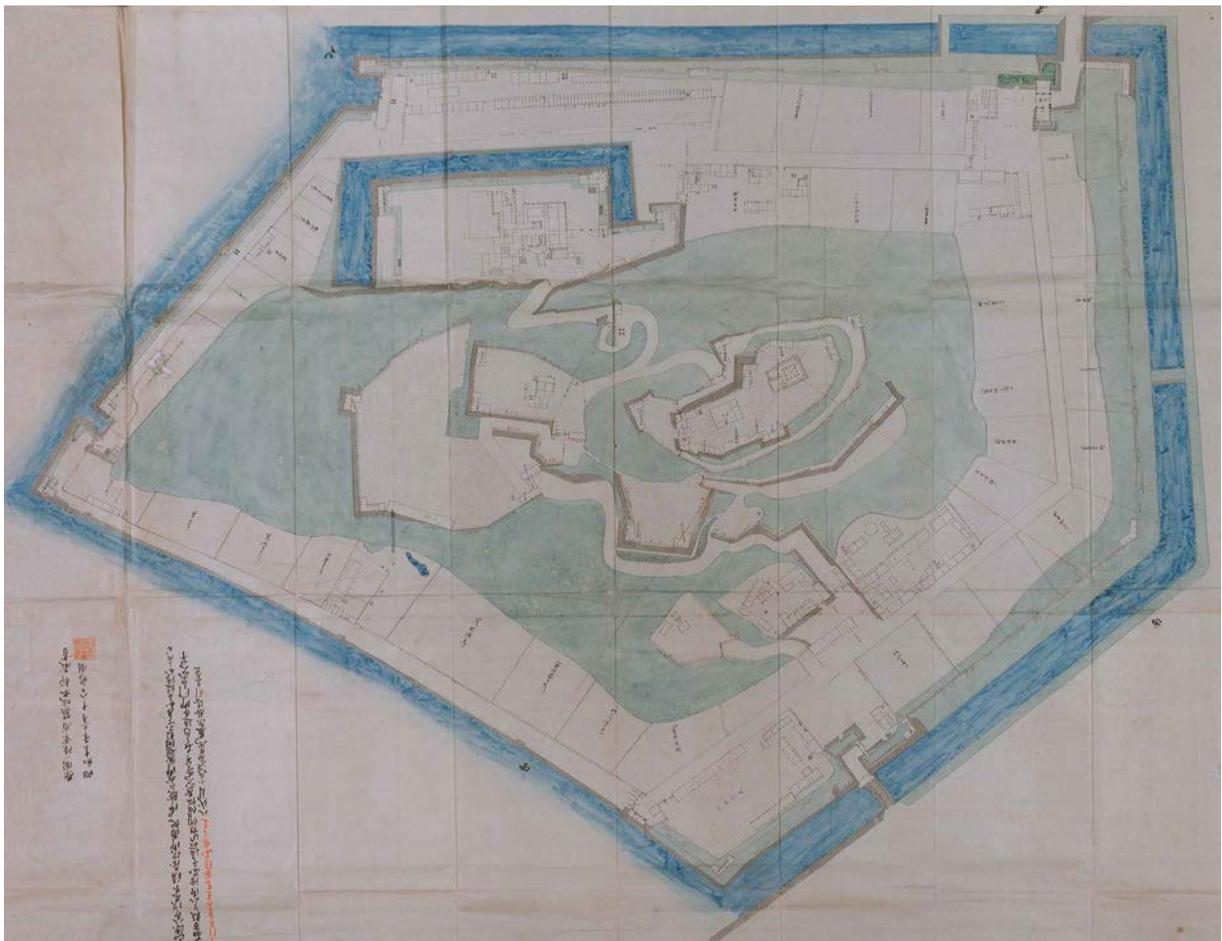


土地所有図

所有者	地目	面積 (㎡)
宇和島市	山林・宅地・畑	107,737.97
民有地	宅地	501.87
神社有地	山林	322.26
合計		108,562.10

2 構造（縄張）

天守や御殿、門、石垣等は伊達家の時代に修築されているが、縄張は築城当初である高虎の時代のままであったとされる。現在宇和島城は海岸部から隔されているが、築城当初は城の北と西側が海に面し、南と東側も海水を取り入れた堀（一部淡水）で囲まれた五角形をなし、城の南と東側は堀を隔てて城下に面していた。丘陵の最高所に本丸を設けており、本丸の南寄りに3重3階、本瓦葺の独立天守を築き、北部に櫛形門（櫓門）を配し、門近くに台所を設け、周りに6棟の櫓があった。本丸の北西下段の張出し部に二之丸を配し、中腹部の本丸西側に代右衛門丸、本丸の北側に狭小な井戸丸、北西に藤兵衛丸を築き、さらに藤兵衛丸の北西下段に最大規模の郭である長門丸を配していた。比較的傾斜の急な斜面を利用して作られた各郭は、十分な面積がとれないため、城主の御殿のある三之丸は本丸の北側山裾部に三方を内堀で囲んで作られていた。これらの郭の要所には櫓が建ち、郭間等は門で守られていた。海と堀で囲繞された丸の内の平坦部には、三之丸の他に重臣の屋敷が山裾部を取り巻いていた。城下から城への入口は2か所設けられており、堀に面した東南端に追手門が、南西部に搦手門が開き、海に面して北東部には黒門、北西部には潮分門が配されていた。



宇和島城絵図（正徳元年 <1711>）【(公財) 宇和島伊達文化保存会 蔵】※正徳絵図

3 明治以降の諸施設の変遷

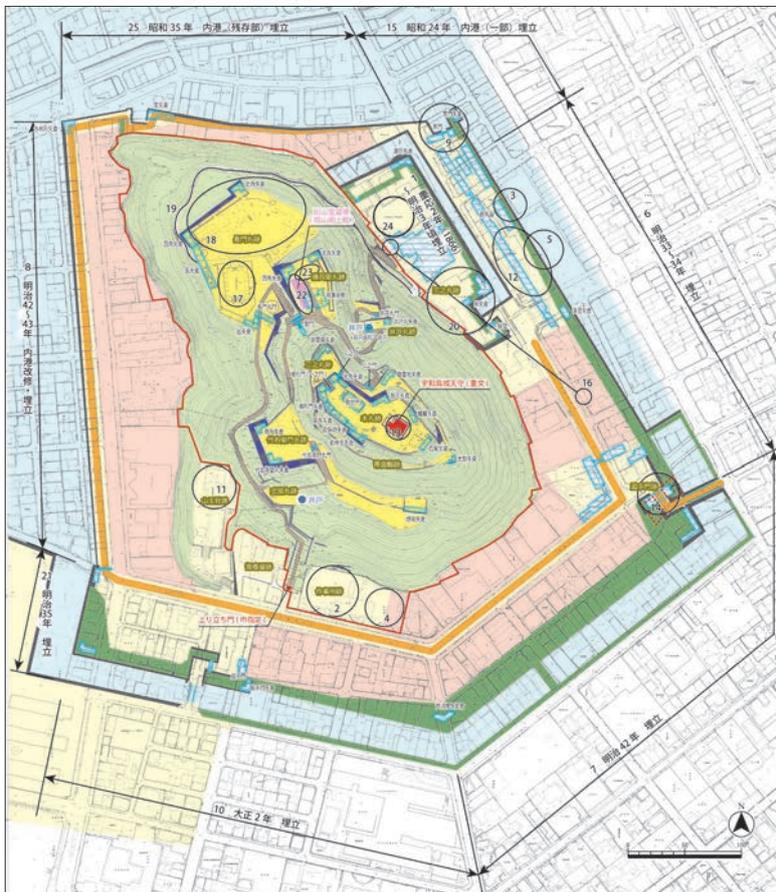
山上部の諸建築物は明治20年代に、天守、上り立ち門を除いてことごとく朽廃したとされている。また、総曲輪では、明治33年～大正2年（1900～1913）の内港拡張、外堀埋立てで、追手門を除き取り去られた。また、唯一残っていた追手門も昭和20年（1945）の戦災で焼失している。

長門丸跡については昭和31年（1956）の城山配水地設置に続き、城跡公園として市民の利用に寄すため、昭和32年～33年（1957～1958）に広場整地、自動車道の新設がなされ、昭和35年（1960）には遊具が設置されるなど変化が目立つ。さらに昭和42年（1967）には都市公園（歴史公園）に指定され、公園事業として便益、休憩、管理施設等が整備されている。

明治以降の宇和島城及び周辺域の変遷表

年代	場所	概要	番号
明治2年	城下	藩庁は御殿町の伊達本邸内の一角（知藩事伊達宗徳）を使用 三の丸の内堀は、慶応2年（1866）に三の丸を練兵場にした時 か、明治3年三の丸の石垣、櫓、門の撤去の際に埋立てたと思 われる	1
	内堀		
明治4年	城	大阪鎮台の所轄となる（全国の城郭が兵部省に属せられる）	
	城下	廃藩置県～宇和島県庁舎は前藩庁建物を使用	
明治5年	城下	前年廃校した明倫館跡に一番小学校できる	2
	総曲輪	城山旧作事所跡に二番小学校できる（→後の章成小学校）	
明治22年	城	伊達家払い下げ願い（～家祖開興の旧蹟に係り、古木鬱葱頗る 幽致を為し永世保存可致勝区に候～）	
	城下	町村制施行～町役場は広小路の民家借用	
明治23年	城	払い下げ許可	
明治24年	総曲輪	宇和島町に基本財産設定のため、伊達家に旧城内、丸之内地所 を譲り受け（当時唯一の町有財産）（丸之内25番地他7筆～6,709 坪～旧市役所から城山の麓部分、堀の内の調練場や倉庫含む、 山里倉庫含む）	3
	総曲輪	章成校跡地に中学教育の為、私立明倫館を設置	
明治25年	城下	章成小学校を含む3校を一つに統合し、宇和島尋常小学校とし て堀端に開校	
明治29年	総曲輪	明倫館跡地に県立尋常中学校南予分校設置	2
明治32年	総曲輪	県立尋常中学校南予分校跡地に、町立高等小学校が堀端通りか ら移転。その後女子校→第2尋常小学校→鶴島小学校→日本た ばこ産業	2
明治33～34年	堀	追手門外カズラ石より内港に至る間を埋立て	6
明治35年	総曲輪	町立高等小学校（旧作事所）東隣に町立商業学校、裏町より移 転→大正6年中之町に移転	4
明治42年	堀	追手門外カズラ石より西河裏角櫓下まで埋立て	7
明治42～43年	堀	内港改修、城山西のお浜外堀付近（内港～東高等学校）埋立て →現在の榊形町成立。栄町、湊町地先埋立て～潮分角櫓下より 外榊形櫓下まで	8
	堀	内港拡張で黒門及び黒門櫓を取り去る	
明治44年	総曲輪	区有地の公会堂（丸之内1番地182）演劇場融通座（追手通2 番地）を町に提供	5
大正2年	堀	西河裏角櫓下より搦手門外豊後橋下手まで埋立て	10
大正10年当時	城	鶴島城（宇和島城）は1週間に2、3日開放	
大正13年	城	山王社地に藩祖秀宗等を祀る鶴島神社（後の南予護国神社）を 建立	11
大正14年	城	市庁舎完成（従来は広小路の旧町役場を使用）（現在の南予文 化会館地点）	12
昭和2年	城	伊達侯爵家「鶴島城山調査報告」作成。天然物保護の必要を説 き、桜・杉などの移植や運動場、観覧台など人為的施設の建設 禁止を提唱	
昭和9年	城	天守、追手門が国宝に指定（昭和25年国宝保存法の廃止、文化 財保総曲輪護法制定により重要文化財となる）	13
	総曲輪		14
昭和12年	城	史跡指定	

年代	場所	概要	番号
昭和20年	総曲輪	戦災で追手門が焼失	14
昭和22年	城下	都市計画決定	
昭和24年	城	伊達家が市に宇和島城、城山を寄付～宅地、畑、山林、池沼～	
	堀	総面積約87,000m ² 内港の一部を埋立	15
昭和25年	総曲輪	焼失した追手門一帯を市が伊達家より買収→都市計画の換地調整用地とする	14
昭和27年	総曲輪	道路拡幅整備に伴い、藩老桑折氏武家長屋門移転	16
昭和31年	城	城山配水地完成（上水道拡張事業）	17
昭和32～33年	城	広場の整地。旧登山石段道を補修。	18
		自動車道を新設。	19
昭和33年	総曲輪	市公会堂完成	5
昭和35年	総曲輪	宇和島郵便局が本町より現在地に移転新築	20
	城	遊具を設置	18
	堀	宇和島東高校横堀残存部の埋立。内港残存部の埋立	21
	城	城山中腹に児童遊園の設置を決定	18
昭和42年	城	都市公園特殊公園（歴史）設置（事業認可昭和43年）。開設面積60,000m ²	
	城	山里倉庫を城山郷土館として藤兵衛丸に移設。	22
昭和42～43年	城	宇和島城防災施設工事～城山貯水池の水を利用して本丸火災に対応	17
昭和47年	城	穂積陳重・八束兄弟の生家長屋門を城山郷土館として藤兵衛丸に移設。	23
昭和48年	城下	借楽園内営林署敷地（警察跡地と交換）に博物館着工	
昭和51年		市庁舎移転新築	
昭和57年	総曲輪	市営城山下駐車場オープン	24
昭和62年	総曲輪	市営中央駐車場オープン、南予文化会館完成	12
平成28年	総曲輪	日本たばこ産業宇和島営業所閉所 宇和島市公有地化	2
平成29年	総曲輪	作事所跡史跡追加指定	2
令和3年	総曲輪	観光情報センター「シロシタ」オープン	12



主な施設等の変遷図

4 現存している主な建造物

1) 宇和島城天守（重要文化財 / 本質的価値）

宇和島伊達家2代宗利が寛文6年（1666）頃に再建したもの。3重3階総塗籠式、層塔型天守。高さ15.72m（礎石～大棟）、1階軒面積212.75㎡。1階は3間四方の身舎に幅1間半の武者走りを巡らせた6間四方、2階は武者走りを1間縮めて5間四方、3階は4間四方となり、各階とも完全な正方形となり、下から上へ規則正しく1間ずつ遞減させている。各階の装飾性の高い破風や懸魚などから太平の世を象徴するものとして評されるとともに、小さいながらも御殿建築の意匠が随所に見られ、非常に格式を重んじた造りとなっている。

万延元年（1860）、昭和35年（1960）に修理をし、昭和期の修理については報告書が刊行されている。昭和9年（1934）に国宝指定（現重要文化財）を受け、現存12天守のひとつに数えられる。

2) 上り立ち門（市指定文化財 / 本質的価値）

城山南側の登城口に位置し、武家の正門とされる薬医門形式をとる。桁行3.6m、梁間2.1m、切妻造、本瓦葺。江戸期の修理記録は今のところ不明、昭和57年（1982）と平成17・18年（2005・2006）に修理が施されている。

城郭に現存する薬医門としては最大級で、控柱のAMS分析によって、1430～1530年以後に伐採された木材であることが分かり、創建年代が慶長期（1596～1601年の藤堂創建期）まで遡る可能性をもつ。

3) 城山郷土館（移築城郭建造物 / 本質的価値）

弘化2年（1845）、三之丸（調練場）跡に建てられた武器庫。藩政時代の名称は『山里倉庫』^{やまざとそうこ}といわれている。桁行30m（15間）、梁間6m（3間）、切妻造、棧瓦葺。明治以降伊達家所有の倉庫『伊達倉庫8号倉庫』として利用されるが、昭和41年（1966）、伊達家より譲渡され、昭和42年（1967）に現在地に解体移築し、郷土館として当初は民具資料等を展示、平成27年（2015）から偉人関係の展示をおこなっている。

解体移築工事の資料は今のところ確認できていないが、移転前の写真や図面が残され、庇の除去や玄関及びトイレの敷設など部分的な変更が入っていることが分かり、往時の姿に復元は可能である。現在のところ文化財指定とはなっていないが、武器庫としての土蔵の現存例は少なく、文化財的価値は高い。

4) 穂積陳重・八束兄弟生家長屋門（移築建造物 / 史跡の価値に直接関係しないもの）

明治期に兄弟ともに法学者として活躍した穂積陳重・八束兄弟の生家より移築された長屋門。城山郷土館の分館として、昭和43年（1968）に移築、現在は城山管理事務所として使用。創建時からの改変が著しく、現状での歴史建造物としての価値は低い。

5) 藩老桑折氏武家長屋門（市指定文化財、周辺地域を構成する諸要素）

史跡指定地外となるが、北側登城口として半世紀以上機能している家老桑折氏の武家長屋門。桁行15.4m、梁間4.1m、切妻造、棧瓦葺。昭和38年（1963）に市の指定文化財となる。

昭和27年(1952)、戦後の復興事業に伴う道路拡張に伴って撤去せざるを得なくなり、桑折氏の好意により現在の位置に移転された。

建築年代は不明で、元禄16年(1703)以後の屋敷替えとなった際に改造されたとも推測されているが、その確証は得られていない。移転前には桁行が35mであったが、移転時に門番等の居住空間として使用されていた左室が大幅に撤去され、桁行は往時の約半分15mになっている。また両脇にあるトイレの付与やもともと馬屋であった右室が居住部屋として改築されているなど、移転前後に外観も内部構造もかなりの改変が行われてしまっている。修理については昭和57年(1982)のものが記録として残されており、屋根の葺き替え、不陸調整、土壁の補修がなされている。



天守



城山郷土館



上り立ち門



穂積陳重・八束兄弟生家長屋門



藩老桑折氏武家長屋門

5 石垣

平成9年度(1997)に、石垣の保存整備に向けての事前調査として、現存する石垣の分布・状況・編年・積み方・補修箇所・崩落危険箇所等の悉皆調査を実施、その後の発掘調査や石垣解体調査の成果を加えて、宇和島城の石垣の概要を示す。

1) 石垣の特徴

石垣の数は一折れ間を1面として計測、186箇所(面)確認している。明らかに近現代に築かれたものは含んでいない。

①石材

「宇和島石」と呼ばれている砂岩系の石材がほとんどであり、全体に白い感じが強い色調が特徴的である。また、頁岩及び凝灰岩系のものも含まれている。

自然石・割石・切石がみられるが、割石が圧倒的に多く用いられており、矢穴が残っている石材が比較的多くみられる。石材が軟らかいため、他城と比べて比較的幅の広いノミを用いた跡が目立ち、慶長期のものが特に広いと考えられることから、藤堂段階を想定することもできる。ただし、積み直された場合にも、古い石材を使用している事例が多々あり、矢穴形状のみでの時代特定は危険である。

切石は天守台をはじめ本丸・二之丸・長門丸等の出角部に用いられている程度であるが、ノミ加工を施した精緻な仕上げがみられる。

自然石は、藤兵衛丸や代右衛門丸に目立ってみられるが、全体的に数は多くない。

②技法

「野面石の布積みまたは乱積み」「打込接ぎの乱積み」「切込接ぎの乱積み・亀甲積み・落し積」の3種類に分類できる。多くは、割石を用いた打込接ぎによって積まれている。また、天守台については万延元年(1860)の天守の改築時に新たに積まれたもので、切石を用いた切込接ぎの布積となっているのが特徴的である。出角部の形態については、算木積み・鈍角に積むシノギ角などがみられる。算木積みについては、自然石・割石・切石のそれぞれの場合がみられる。算木積みは、藤堂時代の石垣にもみられるが、ほぼ完成された技である。途中からその形態が崩れる場合や角石に不揃いの大石を用いたり、縦長に積んだりなどしたものも多くみられる。寛文期の積み直しには、切石による算木積みへと変化する。

シノギ角は、時代的には天正期に多いとされる。短辺に比べ長辺が相当長い石材を用い、算木状にかみ合わせて積み上げられている。短辺が石垣面の中に入り込む形となり、いわゆる“ヤセ角”の形態をしているのが特徴的である。時代が下るとシノギ角の部分も整形されてこの特徴がなくなるものがみられ、整ってはいるが強度は低い。

2) 地区毎の特徴

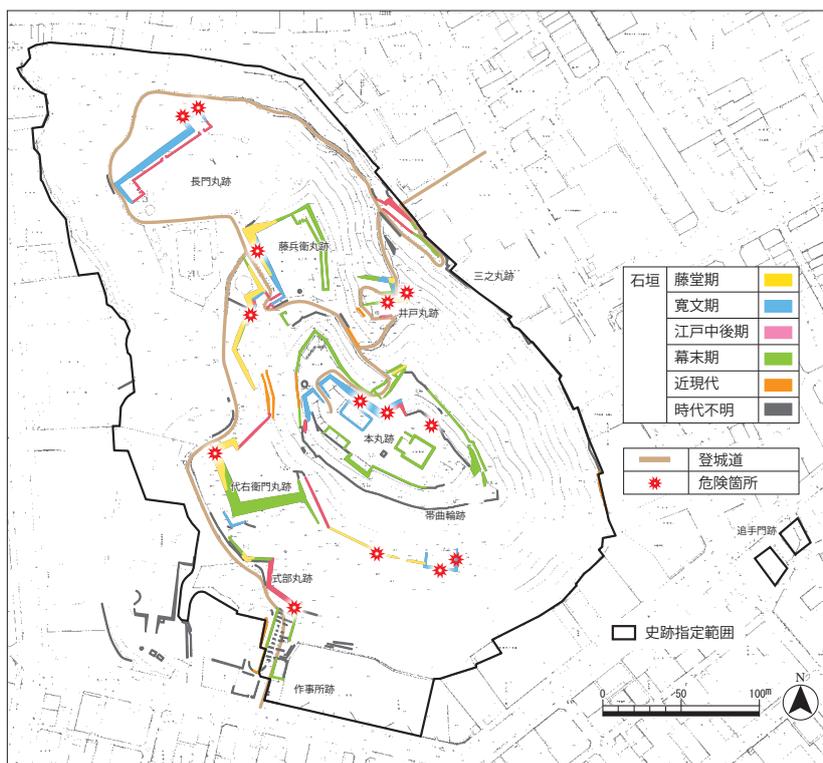
地区	技法等の特徴
本丸跡	<p>割石を用いた打込接ぎによる石積みが多くみられる。角部はノミ加工を施した切石を用いた算木積みが多くみられる。石材の短辺と長辺の使い方や合わせの度合いからみて、完成度は高い。</p> <p>天守台は、切込接ぎによるもので、細かな精緻な仕上げがなされている。年代は、寛文6年(1666)の天守再建に際して、天守の基礎となっている岩盤の周囲を石垣で囲ったものといわれている。犬走りを設けて、直接天守の荷重がかからないように工夫されている。なお、現在の天守台は万延元年(1860)の天守の改築時に新たに積まれたもので、切石を用いた切込接ぎの布積みとなっている。</p>
二之丸・帯曲輪跡	<p>割石を用いた打込接ぎであるが、御算用矢倉の建築等に関連した曲輪の拡張が行われており、石垣も新しい積み直しがみられる。出角部は、算木積みが2箇所、シノギ角が3箇所みられる。北西部及び東部の石垣は、ハラミやズレなどの変形が顕著である。</p> <p>帯曲輪は、石段や道路の石垣が多く、割石を用いた打込接ぎが多くみられる。石材は比較的小さいものを用いている。</p>
藤兵衛丸跡	<p>割石を用いた打込接ぎと自然石を用いた野面積みが西面及び北面の高石垣や東側の内石垣にみられる。高石垣の一部には後世の積み直しもみられる。東面の石垣は、落とし積みや石材が小さく不揃いなど技術的に問題のある後世の修理の積み方がみられる。</p> <p>出角部の算木積みは、北西面及び北東面石垣に各1箇所、シノギ角も東面に1箇所みられる。</p>
長門丸跡	<p>割石を用いた打込接ぎが大部分を占めるが、一部には自然石を用いた石垣もみられる。出角部は切石を用いた完成度の高い算木積みが北西面の高石垣にみられる。また、規合もつけられており、寛文期の積み直しと考えられる。</p>
代右衛門丸跡	<p>一部自然石が混じるものの、割石を用いた打込接ぎが多くを占める。出角部には、算木積みがみられ、西面及び南面の代右衛門丸櫓の石垣や東側の石段西南部や南側の煙硝矢倉の石垣には、切込接ぎがみられる。南面石垣の平石は間知積みであり、近現代の積み直しと考えられる。</p> <p>なお、煙硝矢倉に至る石垣の一部には、独特の“鏡積み”を多用している。</p>
式部丸跡	<p>割石を用いた打込接ぎが多く、出角部は古式と新式のシノギ角がみられる。石材は比較的小さいものが多いが、大石の混じる不揃いのももみられる。</p>
井戸丸跡	<p>割石を用いた打込接ぎが多いが、自然石を用いた野面積みもみられる。また、出角部には算木積みもみられる。石材は比較的小さく、不定形のものが目立つ。部分的な積み直しも多くみられる。</p>
桑折氏武家長屋門周辺(三之丸跡)	<p>割石を用いた打込接ぎであり、出角部には一部算木積みが見られる。近現代の積み直しがみられるが、石材は江戸期の石材を用いている。宇和島郵便局裏に位置する石垣は代右衛門丸同様で鏡積みを多用する意匠的な特徴を持つ。</p>
上り立ち門周辺	<p>上り立ち門地区の石垣は、割石を用いた打込接ぎが多いが、門や建物跡の石垣には切石を用いた打込接ぎ、東側の土留石垣では、自然石を用いた野面積みがみられる。近現代の積み直しが上部にみられる。</p>
丘陵斜面部	<p>城山斜面地区では、東側の山裾部に土留石垣がみられ、割石を用いた打込接ぎとなっている。一部、自然石も混じる。また算木積みが見られる。石材は比較的大きなものが用いられている。ハラミやズレなどの変形も生じている。</p>

3) 築造時期の推定

藤堂高虎の近世城郭化、伊達家による寛文期の改修、そして廃城に至るまで災害等による修理が行われていることが絵図や文献等で確認できる。現地での技法や構造を確認すると共に、絵図・文献にて検証し、以下の5期に区分した。

石垣は当初からのものが存続しているものは少なく、曲輪や同一面でも時代が異なる石垣が混在している状況を呈している。また寛文期と江戸時代中・後期については、文献では修理記録は確認できるが、石垣にみられる特徴では明確に区別する事は難しい。

時代区分	石垣の特徴
藤堂期 (文禄4～慶長19年) (1595～1614)	<ul style="list-style-type: none"> ・地形に合わせた典型的なシノギの技法を多用する ・控えの長さが短く、独特の算木積みを用いる ・規合(反り)が付けられていない ・矢穴の幅が大きい(慶長期) ・野面積みを多く用いる
寛文期 (万治2～寛文11年) (1659～1671)	<ul style="list-style-type: none"> ・規合(反り)を付ける ・切込接ぎを出角部に用いる ・打込接ぎを多用する ・完成した算木積みをなす
江戸時代中・後期 (延宝～寛政年間) (17世紀後期～18世紀)	
幕末期 (文化～慶応年間) (19世紀)	<ul style="list-style-type: none"> ・石材が小さく、不揃いで、規格された石材ではない ・間詰めが少なく、築石同士を密に合せている ・石材の面の表面仕上げが粗く、打ち欠き仕上げが多い ・出角が定型的な算木積みとならず、乱れている
近・現代 (明治～昭和年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・間知積等、社寺によくみられる石垣を用いる ・コンクリート基礎、練り積みなどがみられる

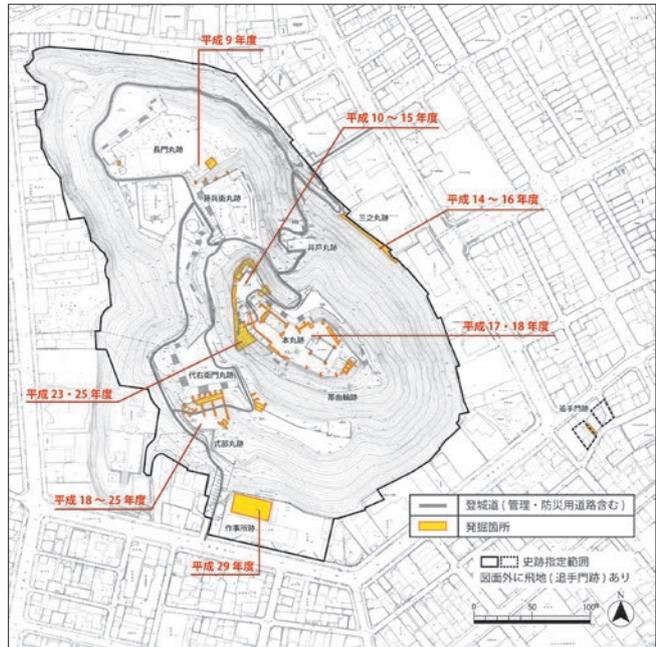


史跡指定地内における石垣時期区分及び危険(損壊)箇所図

6 発掘調査

1) 史跡指定地内の調査

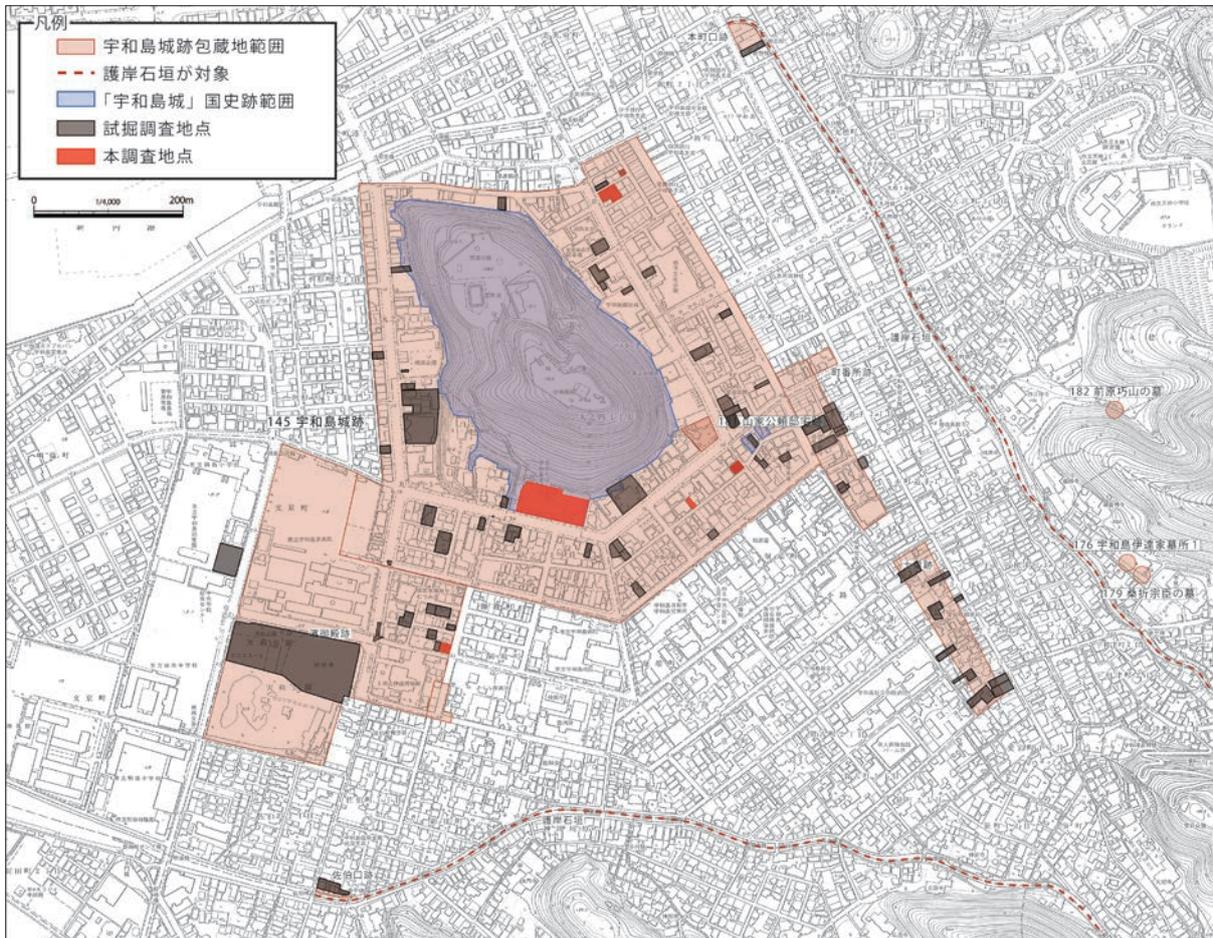
平成9年(1997)の藤兵衛丸跡石垣の事前遺構調査着手後、緊急を要する石垣修理に伴う二之丸跡、三之丸跡での遺構確認、石垣解体調査、風雨災害等により崩落した代右衛門丸跡、本丸跡での発掘調査を実施している。また平成29年(2017)には追加指定を行った作事所跡にて遺構確認調査を実施、城内では初となる鍛冶関連遺構などを確認している。



史跡指定地内における発掘調査箇所図

2) 包蔵地内の調査

平成6年(1994)より、山麓部周辺を周知の埋蔵文化財包蔵地として設定、平成12年(2000)に範囲を拡張し、総郭及び城下町部分の発掘調査も実施されるようになり、堀石垣や厩跡などが確認されている。



包蔵地内における発掘調査箇所図

史跡指定地内における調査概要

地 区	調査理由	調査年度	主な遺構等
藤兵衛丸跡	遺構確認	平成9年度	根石・焼土層 石垣の基底部状況確認のための4箇所のトレンチ調査。
二之丸跡	遺構確認 石垣解体調査	平成10～15年度	矢倉礎石・門礎石・堀庇礎石・石組溝・埋没石垣・堀礎石 石垣修理に伴う遺構確認並びに石垣解体調査。幕末に盛土等による臨時応急的な修理がなされていた状況を確認、加えて埋没石垣、旧門礎などの下層遺構の確認している。
三之丸跡	遺構確認 石垣解体調査	平成14～16年度	石垣・埋没石垣・防空壕・道・埋没石垣 石垣修理に伴う調査。石垣天端面で絵図では認識されていなかった道状遺構を確認。また、石垣解体調査において、修理痕跡を確認。
本丸跡	遺構確認	平成17～18年度	矢倉礎石・石組溝・暗渠・焼土層 本丸跡から二之丸跡への流水対応を検討するための遺構確認調査。砂岩石組による雨落溝に加え、阿蘇溶結凝灰岩の石樋状の雨落溝も確認、暗渠排水により、曲輪外に排水轆轤矢倉周辺で、斜面崩壊の痕跡を確認。
代右衛門丸跡 式部丸跡	遺構確認 石垣解体調査	平成18～25年度	石垣・埋没石垣・道・虎口 環境整備、石垣修理に伴う調査。式部丸では絵図にあるように、門、矢倉等の遺構の確認は出来ず、代右衛門丸跡においては、絵図に確認できる2棟の矢倉跡の件出には至らなかった。
追手門跡	遺構確認調査	平成22年	石垣根石・石組溝 土地所有者からの依頼を受けての遺構確認調査。区画整理後、詳細不明となっていた追手門の位置特定となった。
本丸～帯曲輪跡	災害復旧	平成23～25年度	石垣・道 斜面崩壊復旧にともなう調査。城内では唯一の3段構造となる石垣と、その石垣における複数回の修理痕跡を確認。
作事所跡	遺構確認	平成29～30年度	礎石・柱穴・池状遺構・鍛冶遺構 駐車場区域で遺構確認調査。城内では初となる鍛冶遺構や池状遺構を確認、作事所に関連するものと推定。

7 本質的価値の変遷

宇和島城の本質的価値は、史料・石垣・発掘調査成果により、藤堂高虎が近世城郭化した藤堂期、宇和島伊達家2代宗利による改修の寛文期、寛文期から安政地震前までの江戸中後期、安政地震復旧後の幕末期の4時期に渡る変遷があると考えている。しかし、この変遷は曲輪や石垣などに大きな変化が認められるものは少なく、実際には前段階のものを踏襲しながら改修、修理が繰り返され、4時期の遺構が混在している状況にある。

史跡指定地の大半を占める山上部においては、藤堂期と寛文期では、曲輪の配置などに大きな変遷は見られず、天守台の造成や望楼型から層塔型への刷新、石垣の出隅周辺の改修など、藤堂期の縄張を活かしつつ、施設刷新を図ったという形である。また寛文期以降も史料を見る限り、矢倉や門等の建造物の配置にも大きな変化は認められない。一方山麓部においては、御殿や政庁が、三之丸から御浜御殿へ移され、総曲輪外へ御殿が移転するという大きな変化がみられ、この御殿移転以降、実質的な追手筋は三之丸からの北側ルートではなく、上り立ち門側の南側のルートになったのではないかと推測される。以下、各曲輪毎に概要を述べる。

1) 本丸跡

天守については、前述の通り、宇和島伊達家によって天守台も含めて寛文期に新造されたものであり、史料調査により幕末期に天守台から建造物に至るまで大規模な修理がなされていることが分かっている。石垣調査においては4時期のものを確認しているが、藤堂期の石垣については、築石部に部分的に残存している程度で、主に寛文期、幕末期のものとなっている。また、南角矢倉、御弓矢倉跡下周辺の石垣は、天端も含めて幕末期の修理を大規模に受けている。



本丸跡発掘調査平面図・正徳絵図（左下）

藤堂期の矢倉や門を示す詳細な史料がなく、発掘調査においても藤堂期と推定できるものは確認できなかったが、幕末期の安政文久頃の絵図及び寛文期の城内建造物を詳細に記した正徳元年(1711)の宇和島城絵図(以下、正徳絵図)と合致する状況であった。ただし、御弓矢倉、轆轤矢倉の礎石については埋没、特に轆轤矢倉については、石垣崩落と合わせて沈下している状況を確認しているが、この沈下時期の特定までには至っていない。また石髪矢倉については、昭和期の天守の防災設備工事により、その一部が毀損している。

2) 二之丸・帯曲輪跡

二之丸跡については、史料・遺構確認・石垣解体調査にて、幕末期に大幅に改修されたことが分かっている。石垣は安政地震後の修理により、絵図と大きく形状が異なっているが、矢倉については正徳絵図と合致している。また矢倉に併設されている堀庇(腰掛)跡も検出、この遺構については、正徳絵図にのみ描写されているものであり、江戸中期の絵図ではあるものの、現存遺構の検証には有用であることが証明され、発掘調査時の検証、援用資料として利用している。

二の門、三の門については礎石の一部が欠損、埋没している状況を確認したが、幕末期の絵図で確認できるため、近代以降の改変と想定している。帯曲輪については、二之丸跡での石垣修理にあわせて部分的に発掘調査を実施、石垣天端石に10尺間隔で方形のホゾ穴を確認、板塀に伴うものと想定している。御書物矢倉については昭和期の盛土造成によって、太鼓矢倉については樹林化により埋没している状況で、現認できていない。

3) 藤兵衛丸跡

石垣基底部の発掘調査のみで、遺構確認調査は実施しておらず、建造物遺構については、露出している城番屋敷の礎石の一部と雷門跡を確認するのみである。その城番屋敷礎石については城山郷土館建設時にかなりの範囲が毀損してしまっている。石垣については、高さ約13mの高石垣のほか、代右衛門丸へ続く道沿いにも藤堂期と推定されるものが多く認められる。また北角矢倉周辺から東側は、曲輪内よりも一段高く石塁が築かれているが、正徳絵図をはじめ、史料にはその描写は認められず、技法的な特徴から現時点では幕末期としている。

4) 長門丸跡

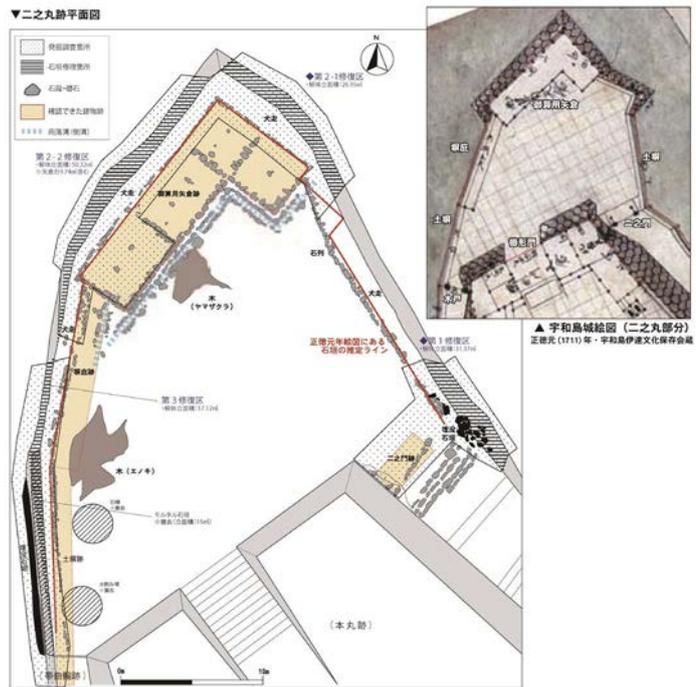
発掘調査を実施しておらず、現認している建造物遺構は長矢倉跡のみで、昭和期の管理道建設により、一部毀損している。石垣については、北角矢倉から西角矢倉にかけて、城内では最長の約50mの直線を有する寛文期の石垣があるが、この石垣についても藤兵衛丸跡同様、史料には認められない天端周辺の石塁が存在し、両矢倉ともこの石塁上にある。

5) 代右衛門丸跡

建造物遺構については、南角矢倉、代右衛門矢倉の想定範囲で発掘調査を実施したが、いずれも礎石等明確な遺構の確認には至らず、幕末期の絵図には両矢倉とも描かれていることから、近代以降毀損したものと推測している。南角矢倉下周辺の石垣については、藤堂期のものが残されているが、代右衛門矢倉下から南面に至る大部分の石垣は幕末期に修理されており、嘉永4年(1851)修理記録も確認している。また史料から、重臣の山崎式部が寛永14年(1637)の島原の乱の影響から、寛永15年(1638)から万治2年(1659)まで代右衛門丸に配されたという記録が残されている。

6) 式部丸跡

この曲輪には史料を見る限り井戸があるのみで、矢倉、門は存在していない。宇和島城の曲輪名称は藤堂高虎配下の重臣名にちなんだものであるが、“式部”の名がつく藤堂配下の重臣は見当たらず、前述の山崎式部が関係していると想像している。山崎式部が城内に配されるのは武家諸法度の発令後であり、矢倉や門は作事せず、生活に必要な井戸を普請したのみで、絵図にも曲輪として明確に記さなかったのではないかと推測している。なお発掘調査では地表約1m下の地点から、伊達家家紋の九曜文をあしらった瓦が出土している。



二之丸跡発掘調査平面図・正徳絵図(右上)

7) 井戸丸跡

発掘調査を実施しておらず、現認している建造物遺構は、井戸、井戸丸屋形、門となる。井戸については、文政5年(1822)の修理記録が天端石に刻まれ、城内唯一の金石文となっている。石垣については、藤堂、寛文幕末の3時期あるが、大半は幕末期に属するものである。

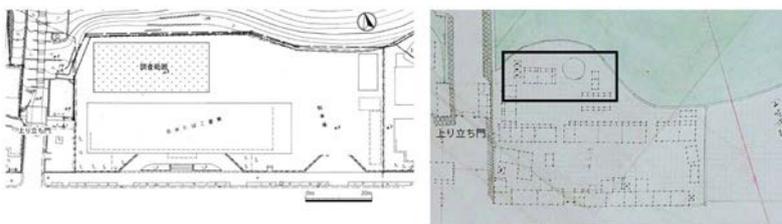
8) 三之丸跡・桑折氏武家長屋門周辺

現在は北登城口にあたる区域となるが、大半は史跡指定地外で、宇和島郵便局裏の山裾にあたる石垣が残されている程度である。その石垣については、史料、解体調査により、藤堂期に普請後、部分的に江戸中後期に改修されていることが判明している。またこの石垣には鏡積みが多用されており、御殿へ通じるいわゆる追手筋沿いとなることに起因しているものと考えている。

史跡指定外とはなるが、三之丸は藤堂期に御殿を造成、延宝4年(1676)の御浜御殿完成後は、側室の休息所など奥的な用途に使用されるようになるが、文久3年(1863)には建造物が完全に取り壊され、調練場として利用されるようになる。なお、現在藤兵衛丸跡にある城山郷土館については、この調練場段階に作事された幕末期の武器庫である。

9) 上り立ち門周辺

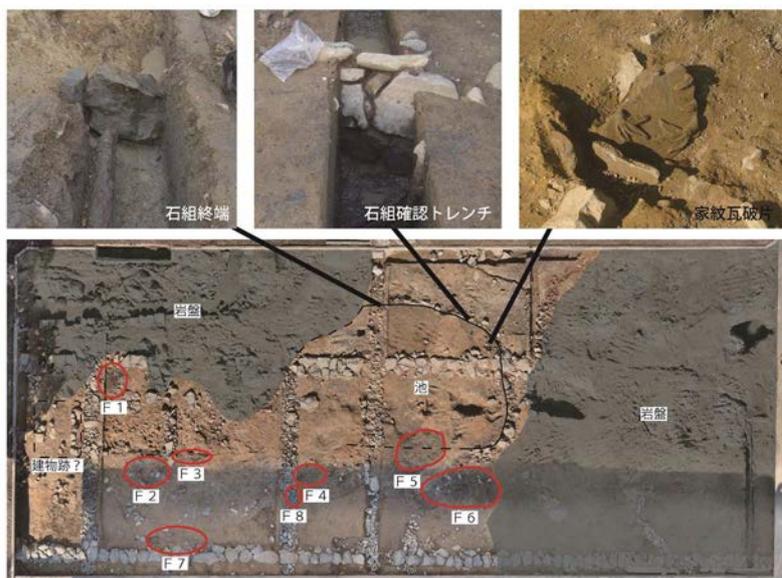
南登城口にあたる区域で、現存建造物である上り立ち門が所在している。発掘調査については未実施で番所等の建造物遺構の確認には至っていないが、周辺の石垣の状況から寛文期以降に再整備されたものと推測している。



作事所跡調査位置図(左) 正徳絵図(右)

10) 作事所跡

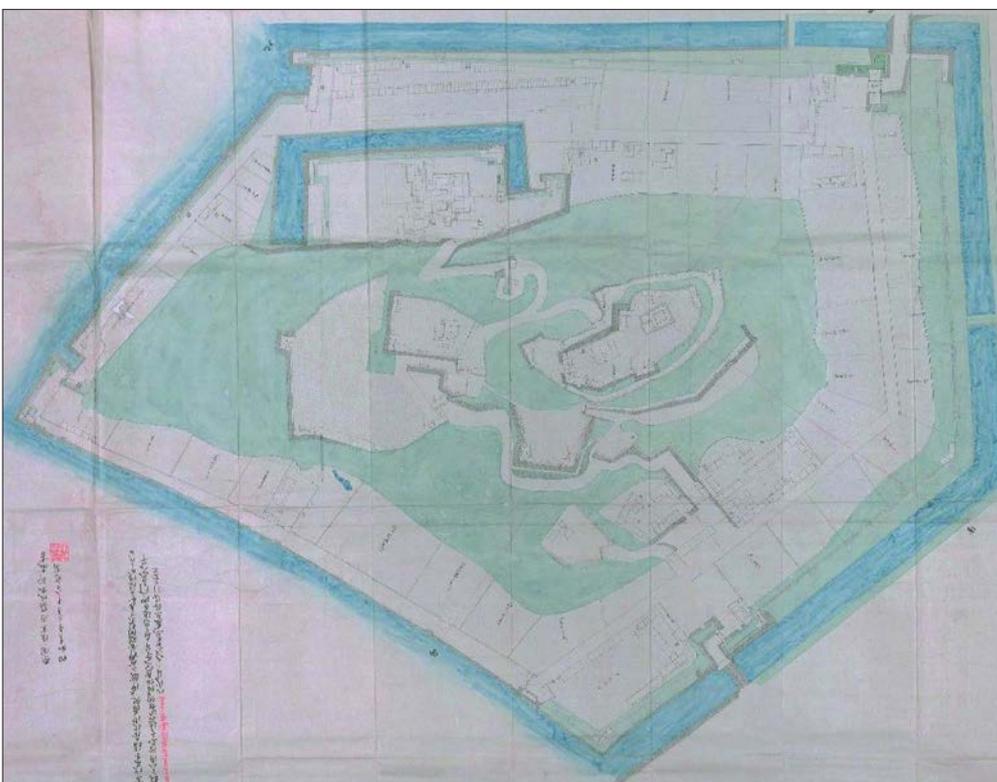
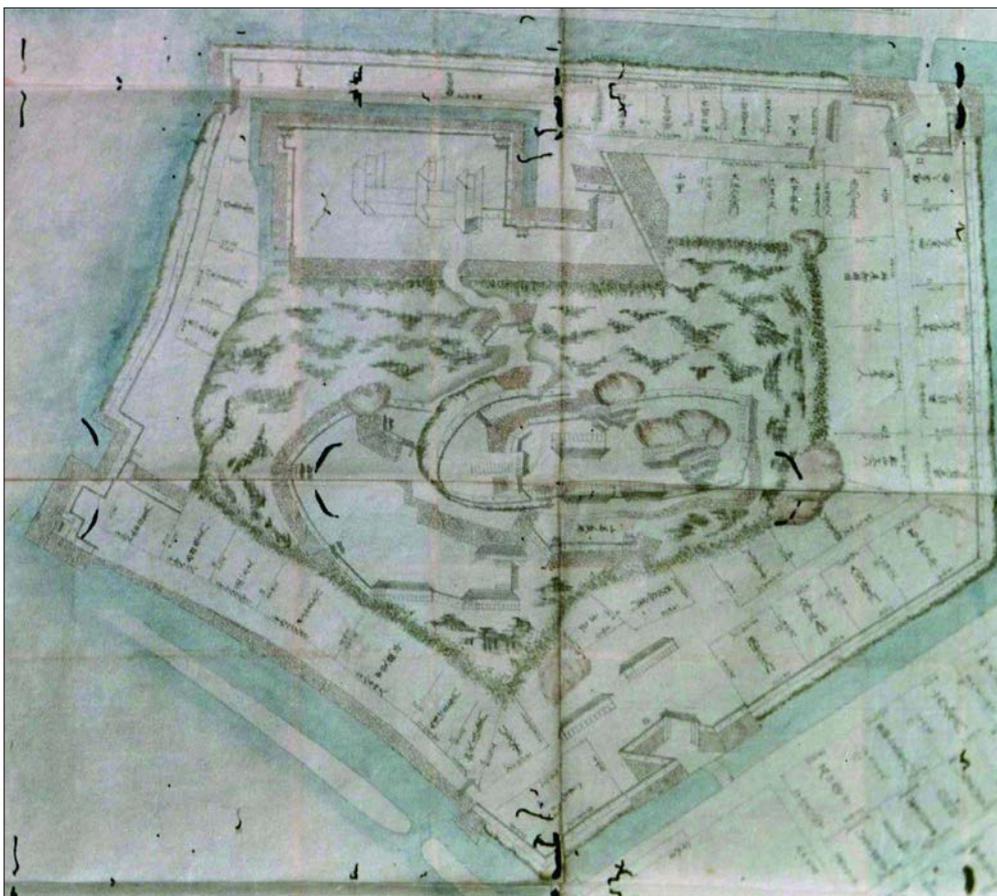
藤堂期には武家屋敷地の一角だったが、寛文期の改修に併せて、作事所が造営されたことを史料により確認している。発掘調査にて建造物礎石1基、池状遺構1基、鍛冶関連遺構8基を確認、礎石と池状遺構については、正徳絵図に描写が見られることから、寛文期以降、鍛冶関連遺構については幕末期に属するものと考えている。



作事所跡の江戸期の遺構 (F: 鍛冶関連遺構)

11) 追手門跡

史料調査から、藤堂期に普請、作事が行われ、寛文期の改修を経て、大きくプラン変更もなく、明治維新を迎えるまで存続していったことが分かっている。寛文期の改修がどの程度のものであったのかは不明であるが、石垣改修程度にとどまっていたのではないかと想定している。近代以降は周囲の堀の埋め立てや石垣が撤去されながらも、昭和20年の宇和島空襲で焼失するまで、追手門本体は維持され、昭和9年に国宝指定、昭和12年に石垣土台部分が史跡指定を受けた。戦災復興により区画整理され、江戸期の状況が不明であったが、部分的ではあるが、発掘調査により、石垣の基礎部分や堀跡が確認され、当時のプランがある程度想定可能となってきている。

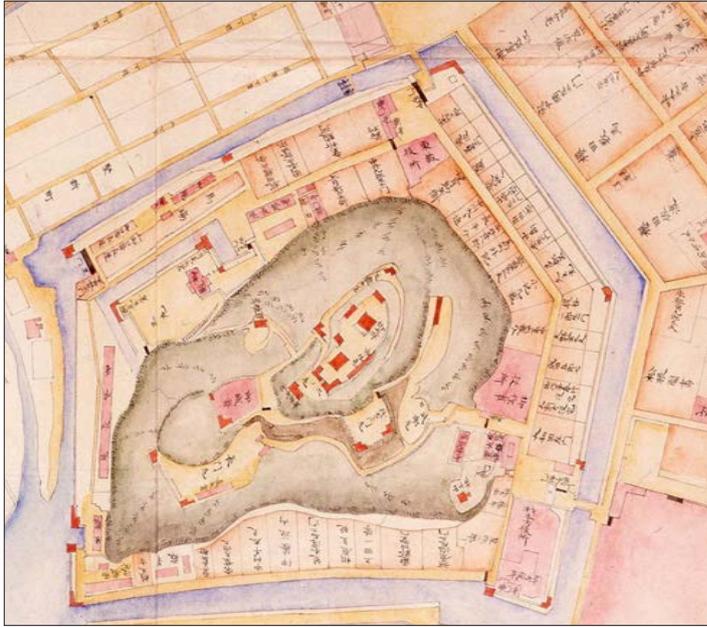


(上) 宇和島城下絵図部分 (承応3年 <1654>) 【伊予史談会 蔵】

寛文期の改修前の状況を描いた絵図、藤堂期の縄張が検討できる資料

(下) 宇和島城絵図 (正徳絵図)

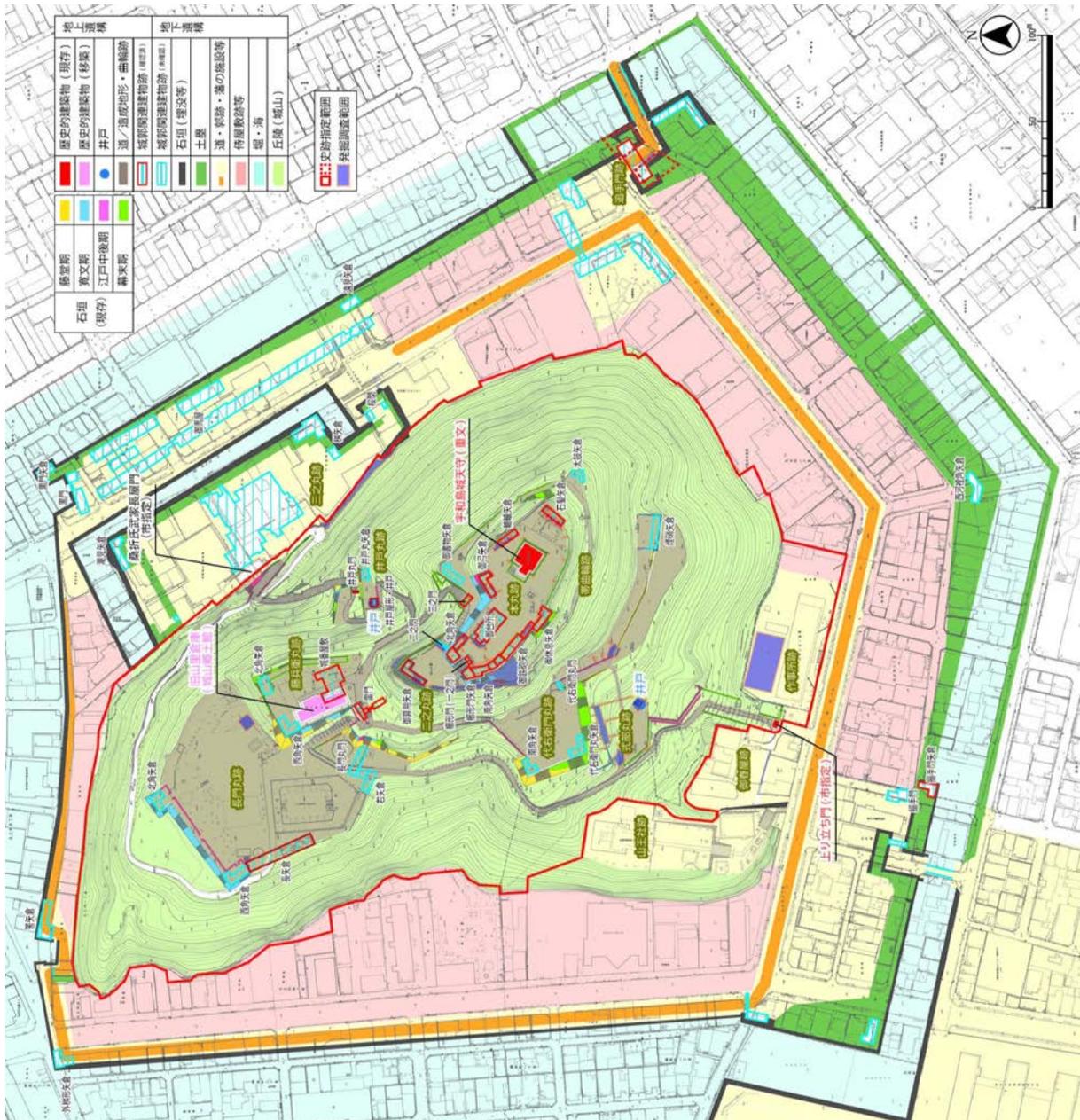
寛文期の改修後の状況を詳細に描いた絵図



(上) 宇和島城下絵図 部分 (安政文久頃)
【(公財) 宇和島伊達文化保存会 蔵】

(左) 宇和島城の本質的価値の現況

本質的価値の分布図に、石垣の変遷、発掘調査範囲、矢倉等の遺構確認の有無もあわせて表記。



第3章 史跡の概要

曲輪等	矢倉等	門	その他の遺構	石垣
本丸	天守(現存) 楕形門矢倉 ○ 北角矢倉 ○ 南角矢倉 ○ 御台所 ○ 御弓矢倉 ● 轆轤矢倉 ● 石鬚矢倉 ▲ 御鉄砲矢倉 ○ 御休息矢倉 ○	楕形門(一の門) ○	土塀(板塀) □ 雨落溝 ○●	藤堂期 △ 寛文期 ○ 幕末期 ●
二之丸	御算用矢倉 ●	二の門 ▲	土塀(板塀) ▲ 塀庇 ● 下層遺構 ● 雨落溝 ○●	藤堂期 ▲ 幕末期 ●
帯曲輪	太鼓矢倉 □ 御書物矢倉 □	木戸 ■ 三の門 △	土塀(板塀) ▲ 雨落溝 □	幕末期 △
藤兵衛丸	城番屋敷 △ 西角矢倉 □ 北角矢倉 □	雷門 ○ 木戸 □	土塀(板塀) □ 雨落溝 △	藤堂期 ○ 寛文期 △ 幕末期 △
長門丸	北角矢倉 □ 西角矢倉 □ 長屋倉 ○ 右矢倉 □ 左矢倉 □	長門丸門 □	土塀(板塀) □ 雨落溝 □	藤堂期 ○ 寛文期 △ 幕末期 △
代右衛門丸	代右衛門丸矢倉 ■ 南角矢倉 ■ 煙硝矢倉 □	代右衛門丸門 □	土塀(板塀) □ 雨落溝 □	藤堂期 ○● 寛文期 ○ 幕末期 ○
式部丸	—	—	井戸 ○ 土塀(板塀) □ 雨落溝 □	藤堂期 ○ 幕末期 △
井戸丸	井戸丸矢倉 □	井戸丸門 ○	井戸 ○ 土塀(板塀) □ 井戸屋形 ○ 雨落溝 △	藤堂期 △ 寛文期 △ 幕末期 △
上り立ち門 周辺	番所 □	上り立ち門 ○ (現存)	土塀 △ 雨落溝 ○	藤堂期 ○ 寛文期 △ 幕末期 △
作事所	作事所(長屋)▲	長屋門 □	鍛冶 ● 池 ● 雨落溝 □	—
三之丸 (桑折氏武家 長屋門周辺)	御殿 □ 枅矢倉 □ 月見矢倉 □ 潮見矢倉 □	桑折氏武家長屋門 (移築) ○ 埋門 □ 桜門 □	土塀(板塀) □ 土塁 □ 堀 ▲ 雨落溝 □	藤堂期 ▲ 寛文期 ▲ 幕末期 △
追手門 周辺	渡矢倉 □	追手門 □	土塀(板塀) □ 土塁 □ 堀 ▲	藤堂期 ▲
城道	—	—	排水溝 △	—

●:発掘調査で遺構が確認できているもの

○:露出遺構等で現在目視で確認できているもの

▲:発掘調査で一部遺構が確認できているもの

△:露出遺構等で現在その一部が確認できているもの

■:発掘調査を行ったが、確認できなかったもの

□:現時点で確認できないもの

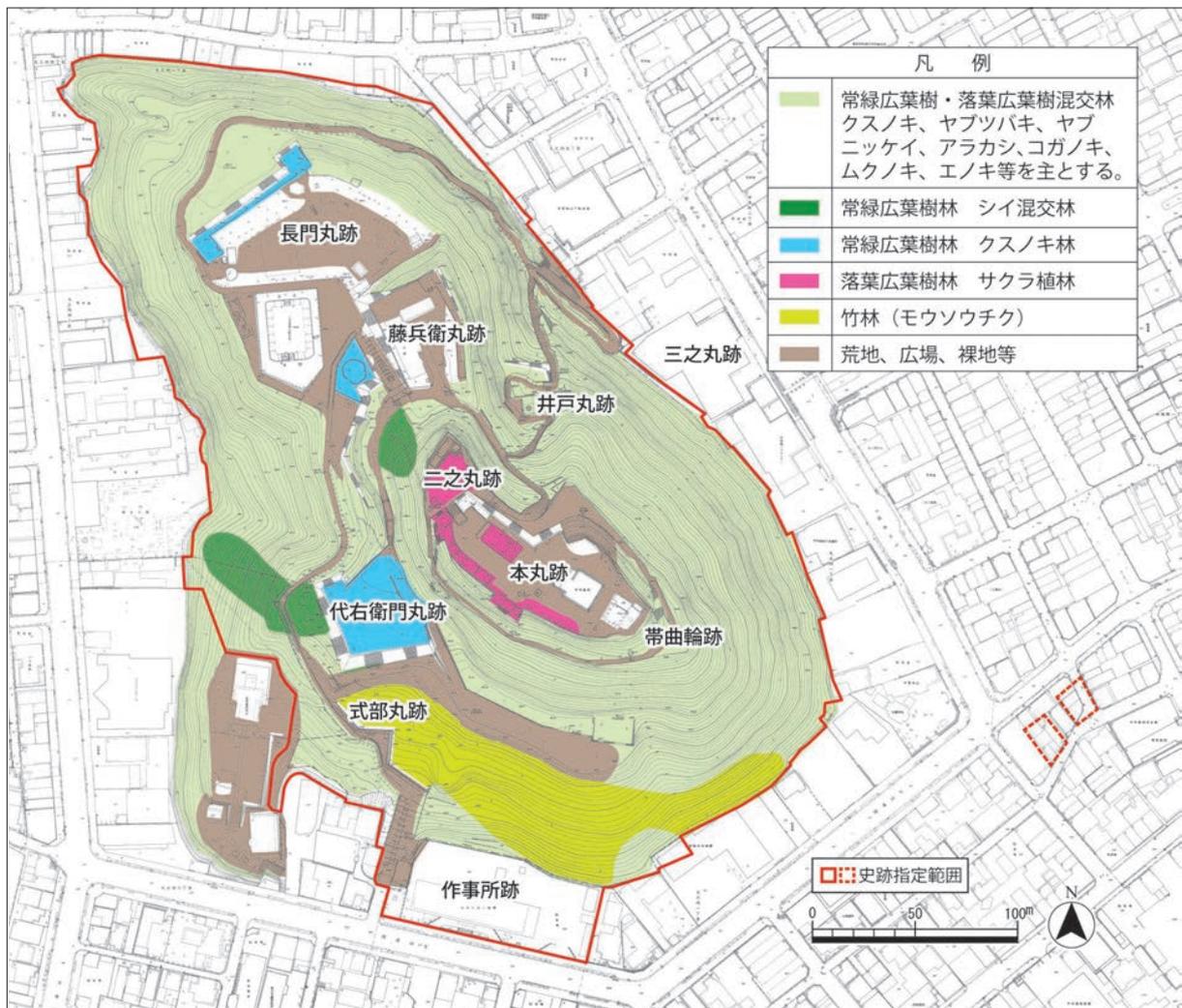
8 植生概況と生育環境調査

1) 植生概況

廃城から市への譲渡までの伊達家管理下で、ほぼ手つかずの植生は天然林（2次林）に近い状態を呈している。昭和2年（1927）の宇和島伊達家による調査、昭和42年（1967）作成の植物目録、平成5年（1993）の植物記録があり、早くから市街地に位置する照葉樹林として生態学的に価値があるものとして注目されてきた。昭和42年当時は、96科、452種の植物があったとされるが、現在はその種類が少なくなっている。また、宇和島城の植生については愛媛県を代表する照葉樹林として平成15年（2003）「えひめ森林浴八十八カ所」に選ばれている。植生概観としては、暖温带樹林といわれる常緑広葉樹（照葉樹）で構成されている。

【特徴】

- 愛媛県南西部海岸地帯の特徴を表す植物が多種類集まっている。
- 暖温带性のシイ・カシ・タブノキ林ではなく、シイ・カゴノキが優占している。（シイ・カシ・カゴノキで構成される極相林）
- 珍種としてムサシアブミ、ヤブミョウガ、ハナショウガなどが挙げられる。



宇和島城内の植生図

【代表種】

高木層	常緑広葉樹	クスノキ、アラカシ、カゴノキ、スダジイ、クロガネモチ
	常緑針葉樹	イヌマキ
	落葉広葉樹	カジノキ、サクラ、エノキ、ムクノキ、クマノミズキ、センダン、ハゼノキ
亜高木層	常緑広葉樹	バクチノキ、ヤブニッケイ、ミミズバイ、ヤブツバキ、カンザブrouノキ、タラヨウ、ウバメガシ
	落葉広葉樹	イヌビワ、アカメガシワ、カジノキ、ニワトコ
低木層		ネズミモチ、アオキ、トベラ、ヤブコウジ、クスドイゲ、カカツガユ
草本層		ハナミョウガ、ヤブミョウガ、ムサシアブミ、マメヅタ、ベニシダ、ノシラン、ユキノシタ
つる類		キヅタ、テイカカヅラ、オオツヅラフジ、ツルウメモドキ
タケ類		シホウチク、モウソウチク

2) 植生の生育環境と管理について

生態学的価値が評価される一方で、近世で行われていたであろう間伐などの手入れがなされなかったことから、植生が適正な生育環境に無いこと、樹木の生育により石垣等の遺構が損傷を受けていることなどの問題を抱えている。平成18年(2006)には伸長した樹木が要因で代右衛門丸跡の石垣が崩壊している。そして、周辺の市街化で宅地等諸施設が山裾を取り巻き、大雨や台風・地震などの自然災害に伴い樹木と地盤が一体的に崩落する恐れも生じている。このため、植生の適正な管理方法や今後の方向性を探るために、林内の照度や土壌浸透機能など植生の生育環境の調査が平成20・21年(2008・2009)に実施、以下に概要を示す。



代右衛門丸跡の石垣崩壊

現在の樹叢内は非常に暗くなっており、下層植生も貧弱で少なく、土壌が劣化し、土壌侵食が発生している箇所も随所で見られる。また、これまで間伐が行われた形跡も見あたらないため、胸高直径20cm前後の樹木は、樹高に対して胸高直径が小さいという無間伐材に特有の林分状態にあり、樹叢が本来持っている防災機能が著しく低下している可能性がある。したがって、



斜面部での樹木と地盤の崩落

防災面から検討するために林内の相対照度(林内の照度/林外の照度×100)、土壌浸透能(土壌への1時間当たりの雨水の浸透量)及び形状比(樹高/胸高直径)を測定した。

【測定結果】

- ②相対照度：林内30箇所測定、すべて10%以下であった。手入れを実施している健全な森林は相対照度が30%以下になると枝打ちや間伐を実施し、林内照度を維持している。間

伐を実施しない林分では下層域の照度が不足するために、下層植生が減少して貧弱となり、その結果、土壌が劣化し、上述したように土壌表面が雨滴によって侵食される。

- ①土壌浸透能:15箇所で測定、1時間当たりの浸透能は、100mm/hrから150mm/hrであった。適期に手入れを実施している林内の浸透能は、天然生広葉樹林で260mm/hr程度であることから、宇和島城斜面部の浸透能は通常の森林の38%から58%であり、著しく小さな値を示している。これは手入れを実施していないために林内照度が不足し、それが下層の植生に影響を及ぼすことを前述したが、次にそのことが土壌侵食や土壌劣化に連動し、最終的に浸透能の低下に結びついている。
- ②形状比:形状比は、胸高直径20cm前後を中心として、80~110であり、通常に管理された森林の70前後に比べ、著しく大きな値を示している。これも無間伐による弊害であり、大風や雪の被害を受けやすい状態にある。また、立木密度が高くなっている箇所では、立木の枝葉は梢端部のみとなっていることから、これらの立木は特に風や雪の被害を受けやすい状態にある。

以上の因子を基に、本質的価値の保存と防災面から植生管理についてまとめる。

【本質的価値の保存】

◆石垣など本質的価値に影響を及ぼしている樹木や近い将来その恐れのある樹木は、原則伐採する。(石垣天端及び基礎部に根系が入っている、或いは可能性が考えられる場合)。

◆石垣天端から山手側2m及び基礎部から法尻側に2mの範囲の樹木についても原則伐採する。2mを超える範囲であっても、樹冠幅(枝や葉などの茂っている部分の幅)が石垣に被さっている樹木については、樹木根が石垣まで及んでいるため、また、高木となるクス、エノキ、ムクノキ、アラカシなどについても、石垣に影響を与える恐れがある場合には、必要に応じて最小限の伐採を行う。

◆本丸・長門丸跡に植栽されているソメイヨシノ、オオシマザクラ、ヤマザクラなども石垣や矢倉礎石など本質的価値に影響を及ぼしていると同時に病気にも感染し、サクラの平均的な寿命にも近づいている。随時、伐採を行なうとともに、石垣天端から2~5m程度離れた、且つ遺構が認められない斜面へヤマザクラの植栽を行っていく。

【防災的見地からの検討】

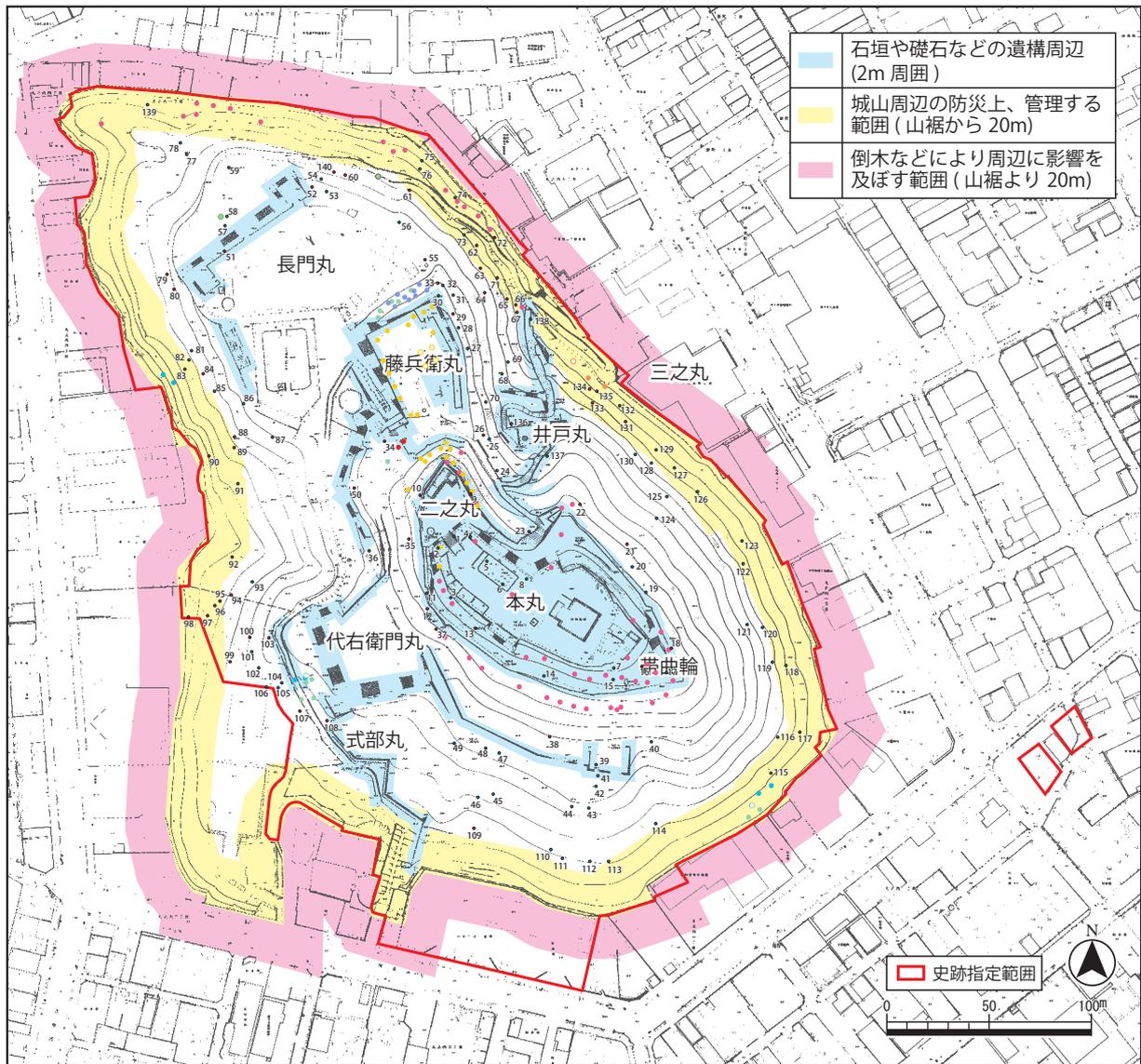
◆丘陵斜面部においては、特に手入れが実施されていなかったため、相対照度が非常に低くなって下層植生が少なくなり、土壌侵食が随所で発生し、土壌浸透能も著しく低下している。このため、樹叢が本来持っている土砂崩壊防止、土砂流出防止や土壌保全機能などの防災機能は著しく低下しており、究極的な状態に近いものと判断される。

◆特に、民有地との境界付近は、傾斜が30°から40°と急峻な場所が多くなっており、豪雨の際には下層植生が少ないため、表面流が発生し、これが表層崩壊につながる可能性が考えられる。このような場所に、クス、エノキやムクノキなどの樹高20m以上の高木が乱立しているため、台風や豪雨の際には根元や根系部に大きな荷重がかかり、樹木の倒壊やこれに伴う斜面の崩壊につながる可能性が考えられる。被害を最小限に抑えるためには、樹木の根元からの伐採や、幹の途中からの伐採が必要である。

【今後の方向性】

以上のように、本質的価値である石垣等の遺構に大きな影響を及ぼすと共に、自然災害に対して無防備状態で、防災的にも非常に弱くなっている。したがって、本質的価値の保護と、防災上の視点から史跡全域の植生の長期的な維持管理計画が必要であり、現状の植生把握は不可欠であり早期の毎木調査が求められる。

この調査以降、優先度の高い支障木から、平成21年度より断続的に伐採剪定を実施、計126本の樹木を処理してきたが、これら処理木は平成9年度に実施した危険木調査にてマーキングした140本は立枯木であり、平成21年度以降の支障木の選定とは異なった基準で実施しているため、改めて毎木調査を実施した上で、植生管理計画を作成する必要がある。



樹木管理計画図及び樹木調査並びに伐採等状況図

9 地質・水文調査

宇和島城では、平成23・24・26年（2011・2012・2014）に、本丸跡や二之丸跡において、大雨や脆弱な地質が起因となった石垣崩落や斜面崩壊（表層崩壊・深層崩壊）が起こり、本質的価値が損なわれる事態となった。今後、近世の排水処理施設が機能回復も含め、適切な雨水排水処理設備の整備が求められることから、平成16年（2004）の地質調査並びに令和4年（2022）の水文調査の概要を示す。



二之丸斜面部の表層崩壊



本丸跡斜面部の深層崩壊

1) 地質調査

宇和島城の縄張りの長軸方向となる本丸と長門丸にて、土砂層の層厚や分布を把握するために弾性波探査と電気探査（2次元探査）を実施。簡易貫入試験や地表踏査による岩盤の露頭箇所を考慮して地質的な解釈を加え、地層推定断面図や表土層・盛土層下面等高線図の作成を行った。

◆本丸では同心円状ひょうたん型の土砂層下面等高線図が描け、独立峰としてあった山を石垣構築とあわせて、切土により平坦地を築造したと考える。中央付近には強風化岩が露頭しており、土砂層厚が薄いことを裏付ける。

◆長門丸北東の石垣周辺で最も厚く土砂が分布。その層厚は最大8m程度になる。電気探査結果により



表土層・盛土層下面等高線図

よりルーズで空隙が多い地層と推定。石垣天端から15m程度離れば土砂層厚は3m程度になり、それから緩やかに南側本丸方向にさらに薄くなる。長門丸の半分程度は土砂層厚1m程

度と想定。

◆長門丸南側では、所々で強風化砂岩が露頭していることから、切土し、その土砂を北東側石垣築造と北西側平坦地の造成に用いたと想定。

◆土砂層下面等高線図では長門丸の中央部に谷状の地形が推定される。藤兵衛丸西側の斜面形状から旧地形として谷状地が存在した可能性が考えられる。

◆藤兵衛丸では南側の城道箇所で強風化岩が露頭しており、当箇所も切土によって造成し、西角矢倉から北側と西側の石垣を築造したと推定。

◆長門丸から雷門に向かう石段部分は、なだらかな地形であるが切土により築造したと推定。

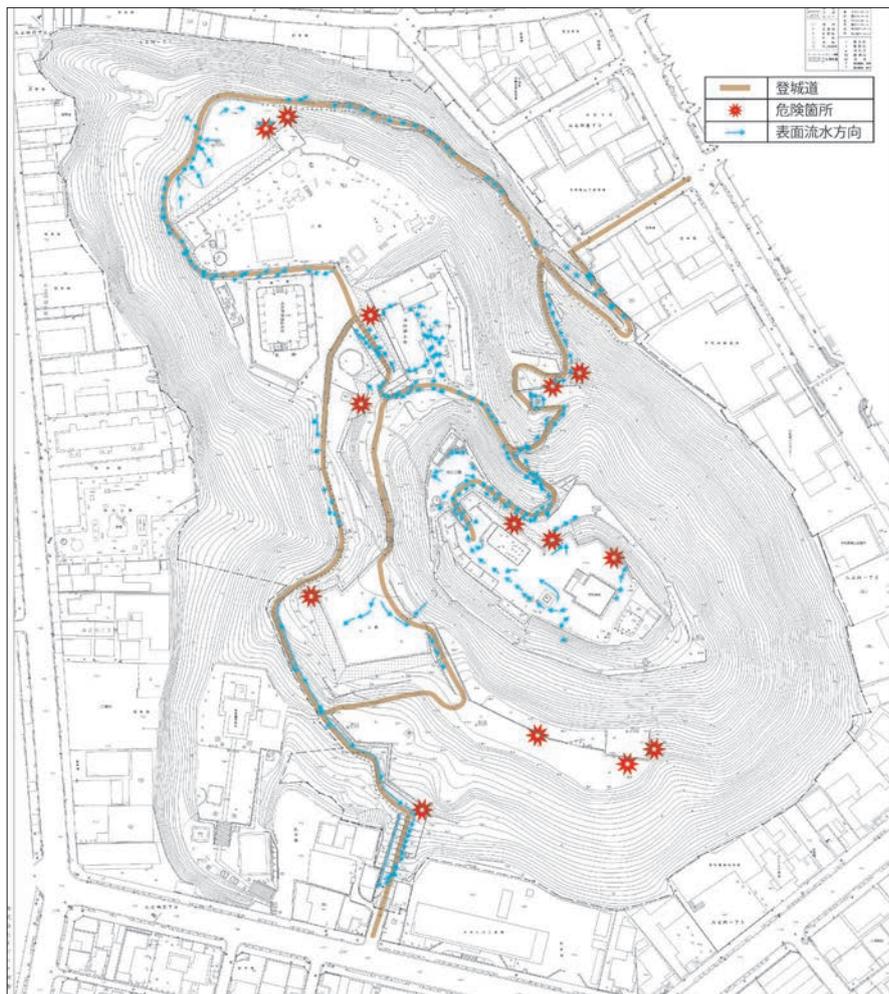
◆右衛門丸から煙硝矢倉へ向かう石垣は、背面の地山部分を伸ばした勾配で土砂が分布していると想定される。

2) 水文調査

令和4年度には降雨による雨水の水文調査を実施した。調査時の気象情報は次の通りである。6月21日総降水量33.5mm、9時～11時の時間雨量は4.5mm～5.5mmであった。

雨水は踏み固められていたり舗装されている登城道に沿って流れており、ある程度の流量になったものがオーバーフローして斜面へと流れていた。また、井戸丸や上り立ち門付近では石段の隙間に流水し土砂の流出の原因となっている。過去に雨水により毀損した箇所には流路変更などの流水対策をしているものの、終端までの流水のコントロールには至っていない。

現時点で損壊が認められる石垣と主要城道を併せて、流水状況を図に示す。



表面流水並び石垣損壊箇所図